



発行 東京都

目次

告示

- 公共測量の実施……(都市整備局都市基盤部調整課)……一
- 建築基準法による一団地の区域……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……一
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……(建設局道路管理部監察指導課)……一

公告

- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……(同)……四
- 特定非営利活動法人の認定……(同)……五
- 開発行為に関する工事完了……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……五
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……(産業労働局商工部地域産業振興課)……五
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……(同)……六

告示

●東京都告示第百二十九号
測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条に

において準用する同法第十四条第一項の規定により、国分寺市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年二月三日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 測量施行者 国分寺市
- 二 測量の種類 公共測量(地籍図根多角測量、現況(地形)測量及び復元測量)
- 三 測量の区域 国分寺市並木町一丁目地内
- 四 測量の期間 平成二十六年十一月二十七日から平成二十七年三月十日まで

●東京都告示第百三十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年二月三日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 対象区域の地名地番及び認定年月日
対象区域の地名地番 認定年月日
中央区日本橋二丁目七番一から同番十まで、同番十二、同番十三、同番十五、同番十六、同番十八、同番二十二から同番二十四まで、同番二十六、同番三十四から同番三十九まで、同番五十六、同番五十七、八番一、同番三から同番五まで、同番十六及び同番十七
- 二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁

第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第百三十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成二十七年二月三日

東京都知事 舛添 要 一

- 一 路線名 都道環状七号線
- 二 指定する区間 足立区一ツ家三丁目一番十四地先から同区青井五丁目九百九十八番二地内まで
- 三 指定の概要 別図表示のとおり

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申

請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年二月三日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人漢方ドットコム

三 代表者の氏名

武本 和枝

四 主たる事務所の所在地

東京都中野区中央二丁目五十九番十一号

五 定款に記載された目的

この法人は、医師、学者、ジャーナリストなど幅広く活躍されている方々のセミナーや勉強会を通じて、日本のみならず、世界中の健康に関する最新情報や漢方の情報、健康ライフに役立つ情報などをお知らせする事を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人子どものいのちを守る会

三 代表者の氏名

村井 實

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区矢来町百二十三番地 矢来ビル三階

五 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちの生まれ育つ全ての環境が悪化している現実を直視し、次世代を担う子どもたちが健康やかに育つために必要な家庭、環境教育に関する活動及び食べ物、飲み物をより安全なものにするために必要な活動を行い、健全な社会の維持、発展に資することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人和の郷

三 代表者の氏名

河瀬 翼

四 主たる事務所の所在地

東京都練馬区光が丘六丁目一番四一六一二号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者総合支援法に基づく事業を通じて発達障害のハンディを持ちながら地域社会で、普通に暮らしたいとの願いを持つ知的障害者の子ども達が、自立

した生活を営み一人歩きする力の糧になることを、目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人数理の翼

三 代表者の氏名

上野 雄文

四 主たる事務所の所在地

東京都港区新橋一丁目十七番一号 新幸ビル四階

五 定款に記載された目的

この法人は、会員相互の協力により科学に対する広範な知識、知見を提供し、科学に対して興味を持つ児童、生徒、学生に対して、次世代を担う人材としてその育成を行うこと、および、それに関連して、広く不特定多数の市民、団体等に対して科学に関する提言や啓発活動を行う、もって、社会教育、子どもの健全育成などの公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

NPO法人ソーシャルデベロップメントジャパン

三 代表者の氏名

矢部 弘司

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区新田三丁目二十三番六号

五 定款に記載された目的

この法人は、障がい児者に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他の便宜を供与する児童福祉法及び障害者総合支援法に基づく事業を実施することにより、障がい児者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人組織学会

三 代表者の氏名

沼上 幹

四 主たる事務所の所在地

東京都千代田区丸の内二丁目五番二号 三菱ビルB一

F B一七一区外

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、組織科学(目的を達成するための人間集団である組織を研究し、解明し、しかも望ましい組織を構想することを目的とした総合的な学問)に関する啓蒙・普及・教育事業および組織科学に関する学術調査・研究事業を行い、以って、社会の安定・発展等の公益の増進に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。
平成二十七年二月三日

東京都知事 舩 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月十一日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人障害児・者支援の会あねは鶴の会

三 代表者の氏名

遠藤 健市

四 主たる事務所の所在地

東京都大田区池上八丁目六番十六一〇三号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般区民、市民に対して、障害についての理解啓発を促す活動を行う。また、障害当事者とその家族に対して、居住の場の提供、相談支援事業、就労の場を創設し提供することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人やすらぎの家

三 代表者の氏名

入佐 良一

四 主たる事務所の所在地

東京都武蔵村山市本町一丁目五十五番地の十一

五 定款に記載された目的

この法人は、ホームレスおよびワーキングプアの方々(以下、「ホームレス等」)を対象として、安心できる居場所の提供、職能および資格・免許の取得をサポートし、就労機会を提供することにより、ホームレス等の社会復帰と生活の安定を目的とする。(以上原文のまま掲載)

一 申請のあった年月日

平成二十六年十二月十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京救助犬協会

三 代表者の氏名

高橋 道明

四 主たる事務所の所在地

東京都東村山市久米川町四丁目三十一番地七 コーポ

鳴田二〇六

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民に対して災害救助犬による救助活動に関する事業、セラピー犬による地域の「ふれあい活動」及び災害救助犬、セラピー犬の訓練・指導、普及啓発・推進活動を通じて国民の安全と社会福祉の向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人あおぞら</p> <p>三 代表者の氏名 細谷 里美</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都足立区西新井七丁目十二番十一五〇二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は障害があるお子様をもつ保護者の方々への心の支えになれるようサービスを提供し、障害があるお子様が社会で少しでも自立していける支援サービスをを行う事で社会貢献に努める事を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>まま掲載)</p> <p>特定非営利活動法人の認定について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年二月三日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人環境リレーションズ研究所</p> <p>二 代表者の氏名 伊東 敦子</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都千代田区神田錦町一丁目二十七番四号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年一月二十三日から平成三十二年一月二十二日まで</p> <p>開発行為に関する工事の完了について</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。</p> <p>平成二十七年二月三日 東京都多摩建築指導事務所長 金子 博</p> <p>開発区域又は工区に 許可を受けた者の</p>	<p>含まれる地域の名称 住所及び氏名</p> <p>調布市西つじヶ丘四丁目二 立川市高松町一丁目三十番十五番七、同番七地先、同番 十一号 八、同番十九、同番四十九及 株式会社ノーヴァ・アソシエイツ び同番五十 代表取締役 濱中 敏之</p> <p>東村山市久米川町二丁目十三 西東京市芝久保町四丁目二番十九 十六番三号 株式会社東栄住宅 代表取締役 西野 弘</p> <p>多摩市大字東寺方字四号五百 武蔵野市境二丁目二番二号四十番三及び五百四十二番四 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年二月三日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十七年二月三日 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 店舗名 (仮称)オーケー三鷹上連雀店</p>
---	--	--

<p>二 店舗所在地 三鷹市上連雀八丁目十二番一ほか</p>	<p>三 設置者名 横山 敏子</p>	<p>四 設置者住所 三鷹市上連雀八丁目一番二十八号</p>	<p>五 小売業を行う者の氏名又は名称 オーケー株式会社</p>	<p>六 新設をする日 平成二十七年九月二十一日</p>	<p>七 店舗面積の合計 千六百六十平方メートル</p>	<p>八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 九十二台</p>	<p>九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗東側 百台</p>	<p>十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 七十五平方メートル</p>	<p>十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 九・九四立方メートル</p>	<p>十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時</p>	<p>十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時三十分</p>	<p>十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から午後十一時まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一か所 店舗東側</p>	<p>十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>	<p>十七 届出日 平成二十七年一月二十日</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番</p>
<p>十九 縦覧期間 平成二十七年二月三日から同年六月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したもので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十七年二月三日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 店舗名 島忠ホームズ町田三輪店</p> <p>二 店舗所在地 町田市三輪町字四号二百八十一番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社島忠</p> <p>四 意見</p> <p>ア 聴取者 町田市長</p> <p>イ 概要 意見なし</p> <p>ウ 收受日 平成二十七年一月二十一日</p> <p>五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>六 縦覧期間 平成二十七年二月三日から同年三月三日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>														
<p>七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>																

発行 東京都 新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001 定価 三〇円(送料を含む) 印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区小石川二丁目三番七号 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 112-0002

